

国民年金保険料の割引制度をご存知ですか？

保険料の納付は、口座振替や前納がお得です！

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）
☎0155・25・8113
役場住民課戸籍年金係 ☎574・2213

自営業・学生など第1号被保険者が納める令和4年度の保険料は月額16,590円です。送付された納付書にもとづき、毎月納めることもできますが、口座振替や、クレジットカードによる納付方法があります。また、まとめて納める前納にすると、保険料が割引されます。

口座振替

納め忘れがなく、手続きも簡単な口座振替は、保険料の割引制度も利用できますので、お勧めです。
毎月保険料を納めるなら、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になります。前納すれば、さらに割引があります。

前納

6か月分や1年分をまとめて納める前納にすると、保険料が割引になります。クレジットカード納付や納付書による現金納付もできますが、口座振替で前納するほうが割引率は高くなります。また、2年度分の保険料を前納する2年前納の制度もあり、さらに割引率が高くなっています。

◆前納した場合の定額保険料額の比較表（令和4年度金額）

納付方法	前納する期間	前納する保険料額	毎月現金納付の保険料額	前納と毎月現金納付を比べた割引額
現金	1年	195,550円	199,080円	3,530円割引
口座振替	6か月	98,410円	99,540円	1,130円割引
口座振替	1年	194,910円	199,080円	4,170円割引
口座振替	2年	381,530円	397,320円	15,790円割引

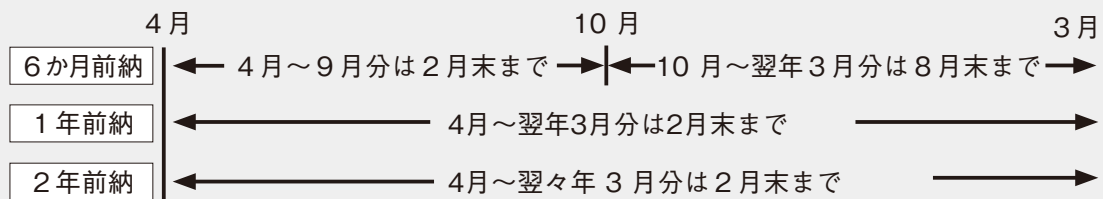
※令和5年度の保険料額は、令和5年2月下旬に告示される予定ですので、若干変動があります。

お申し込みは簡単！

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、金融機関又は役場住民課の窓口へ提出してください。なお、郵送の場合は、帯広年金事務所へ提出してください。

※「口座振替申出書」は、金融機関、役場住民課、帯広年金事務所の窓口にあります。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。
(申込み書類に不備等があれば、期限までに間に合わない場合がありますので、お早めにお手続きください)



- 令和5年4月からの2年・1年・6か月前納の申し込みは、2月末までに金融機関または帯広年金事務所に提出してください。
- 郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願いいたします。
- 現金での2年前納を希望される場合は、事前に申出が必要です。
詳しくは、日本年金機構帯広年金事務所（☎0155-25-8113）へお問合せください。

確定申告を受け付けます

令和4年分所得税・復興特別所得税の確定申告および令和5年度町道民税の申告を受け付けますので、次の事項に該当する方は、必ず申告してください。

なお、申告受付会場は非常に込み合い、長時間お待ちさせる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告会場にお越しの際は、マスクの着用や検温、手指の消毒などにご協力をお願いします。また滞在時間短縮のため、医療費控除の明細書や収支計算書などは、事前に作成したうえでお越しください。

問合せ先

役場住民課住民税係
☎574・2213

■申告しなければならない方

○令和5年1月1日現在、豊頃町に住所を有し、次に該当する方

○令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に、何らかの所得があったすべての方

○給与所得者で年末調整をされていない方、また、年末調整をされている方も他の事業所等から給与を受けている方

○今後、児童手当・保育所入所・扶養認定などのために、所得証明書が必要となる方

○所得税、町道民税の控除額が違うなどの理由のため、所得税の確定申告は必要ないが、町道民税の申告が必要な方
○国民健康保険に加入していて所得税、町道民税の申告をしていない方

■申告のときに必要なもの

- 印鑑（振替納税を希望される方は、銀行に届けている印鑑）
- 給与・賃金・年金などを受けている方は、源泉徴収票または支払者の証明書
- 事業を行っている方は、収支、経費の分かる明細書
- 生命保険料、地震保険料、国民年金等の領収書や証明書（控除を受ける際には、証明書が必要です。）

公的年金等を受給されている方の確定申告について

次のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 公的年金等の収入金額が400万円以下（複数から受給されている場合は、その合計額）
- 公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※「十勝池田税務署」（池田町字旭町1丁目8番地8）では、混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」（会場当日配付、国税庁LINE公式アカウントで事前発行）が必要です。
配付状況に応じて、後日来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

問合せ先

役場住民課住民税係
☎574・2213

源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳しいことは、役場住民課までお問合せください。

◇申告受付日程

会場	月日	時間
池田税務署 ※入場整理券が必要	2月16日（木） ～ 3月15日（水） ※ただし土日・祝日は除く	9:00～16:00 8:30～12:00 13:00～17:00
役場住民課 （1階会議室）		
大津コミセン	2月22日（水）	10:00～16:00